（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「新規則第二十二条の七十九の二」を「租税特別措置法施行規則第二十二条の八十一」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「三年経過日」を「経過日」に改める。

第二十二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、租税特別措置法施行規則第四条の四第九項の改正規定中「第四条の二第十五項」を「第四条の二第十三項」に、「第四条の二第十七項」を「第四条の二第十五項」に改め、同令第十八条の二十一第九項の改正規定中「書類のほか」を「書類」を「第二十六条の三第一項の規定により交付を受けた同項に規定する書類のほか」を「第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書の規定により交付を受けた同条第一項に規定する書類」に改め、「第十八条の二十三第二項及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条第二十項の改正規定中「書類と」を「書類」を「第二十六条の三第一項の規定により交付を受けた同項に規定する書類と」を「第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書の規定により交付を受けた同条第一項に規定する書類」に改め、同条第二十一項第三号の改正規定中「同項第三号中」の下に「第二十六条の三第一項の規定により交付を受けた同項」を「第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書の規定により交付を受けた同条第一項」に改め、」を加え、同令第十八条の二十三第二項の改正規定中「、第八項及び」を「、次項及び第八項並びに」に、「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書」に、「同項に」を「同条第一項に」に改め、同条第三項の改正規定中「同条第一項」に改め、」の下に「前項の証明書」の下に「又は当該証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、」を加え、同条に一項を加える改正規定中「八年内」の下に「（法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）」を加え、「法第四十一条第一項」を「同条第一項」に、「同項」を「法第四十一条の二の二第一項」に、「第一項第七号」を「第一項第四号の金額」に改め、「規定する書類」の下に「の添付に代えて、当該証明書又は書類」を加え、同令第十八条の二十三の二第十一項の改正規定中「書類の」を「書類」を「第二十六条の三第一項の規定により交付を受けた同項に規定する書類の」を「第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書の規定により交付を受けた同条第一項に規定する書類」に改め、同条第十九項の改正規定中「、「同条第一項」を「断熱改修住宅借入金等の金額又は」を「断熱改修住宅借入金等の金額若しくは」に改め、「「同条第一項」に、「とする」を「と、同条第八項中「八年」とあるのは「三年」と、「住宅借入金等」とあるのは「次条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等」と、「同条第一項」とあるのは「施行令第二十六条第一項」とする」を「」とする」を「」と、同条第八項中「八年内（法第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項の」とあるのは「法第四十一条第一項の」と、「第一項第四号」とあるのは「次条第十七項第四号」と、「住宅借入金等」とあるのは「同条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額若しくは多世帯同居改修住宅借入金等」と、「係る同条第一項」とあるのは「係る施行令第二十六条の三第一項」とする」に改め、同令第二十二条の二十の二第六項及び第七項並びに第二十二条の二十の三第五項及び第六項を削る改正規定中「第二十二条の二十の三第五項及び第六項」を「第二十二条の二十の三第六項及び第七項」に改め、同令第三十七条の四の二第一項の改正規定中「をいう。以下この条から」を「をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下」に改め、同令第三十七条の四の次に二条を加える改正規定中「第四十六条の八の二第五項」を「第四十六条の八の二第四項」に改める。

附則第一条第三号中「第二十二条の二十の三第五項及び第六項」を「第二十二条の二十の三第六項及び第七項」に改める。

附則第三条第二項中「又は住所」の下に「若しくは居所」を加える。

附則第十条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新法」を「租税特別措置法」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改める。

附則第十三条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おける新法」を「おける租税特別措置法」に、「の新法」を「の同法」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に、「氏名若しくは住所の変更をした者又は勘定の変更若しくは」を「個人番号（氏名又は住所の変更をした者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」に、「勘定の変更又は」を「個人番号」に改める。

（復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条　復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条の改正規定中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り」を「又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」を「、租税特別措置法」に改め」に、「租税特別措置法施行令」を「第三十七条の十四の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十六項若しくは第二十八項」を「又は租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十八項若しくは第三十項」に、「、第五条第七項若しくは第九項」に改め、同条に一項を加える改正規定中「若しくは第三十七条の十一の三第七項」を「、第三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四の二第二十八項」に、「第四条の六の二第二十六項若しくは第二十八項」を「第四条の六の二第二十八項若しくは第三十項」に、「、第五条第七項」を「若しくは第五条第七項」に改め、「若しくは第二十五条の十三の八第二十六項」を削り、「第四条の六の二第十七項」を「第四条の六の二第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

○財務省令第十五号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十三条、第二十九条、第三十条並びに第三十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

税理士法施行規則の一部を改正する省令

税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第三号を削る。

第三条第一項中「税理士試験免除申請書に次に掲げる書類を添付し」を「税理士試験免除申請書を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第八条の規定の適用を受けようとするときは、当該税理士試験免除申請書にその資格を有することを証する書面を添付しなければならない。

第三条第一項各号を削り、同条第二項中「第二条の四第三項各号に掲げる書類及び前項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条の四第三項各号に掲げる書類

二　法第八条の規定の適用を受けようとするときは、その資格を有することを証する書面